

「指定居宅介護支援（居宅介護支援）」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(成田市指定 第 1271601591 号)

居宅介護支援センター杜の家なりたは、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

☆ 居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者と、そのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者およびその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※居宅介護支援センター杜の家なりたの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 福祉楽団 |
| (2) 法人所在地 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1
WBG マリブイースト 12 階 |
| (3) 電話番号 | 043-307-2828 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 飯田 大輔 |
| (5) 設立年月 | 2001 年 12 月 7 日 |

2. 居宅介護支援センター杜の家なりたの概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援事業所
千葉県 1271601591 号
(特別養護老人ホーム杜の家なりたに併設) |
| (2) 事業所の名称 | 居宅介護支援センター 杜の家なりた |
| (3) 事業所の所在地 | 千葉県成田市下方 686 番地 1 |
| (4) 電話番号 | 0476-20-7575 |
| (5) 事業所長(管理者) | 野口 桂子 |
| (6) 開設年月 | 2016 年 6 月 1 日 |

3. 事業者の義務

居宅介護支援センター杜の家なりたでは、ご契約者に対して居宅介護支援を実施するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、ご契約者に対して直近の居宅介護サービス計画やその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ ご契約者の人権の擁護、ご契約者に対する虐待の早期発見、虐待の発生またはその再発を防止し、迅速かつ適切に対応を図るため、次の措置を講じます。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 虐待を防止するための責任者の設置
 - (5) 必要な入居者に対しての成年後見制度の利用支援
 - (6) 苦情解決制度の周知
- ④ 事業者および介護支援専門員は、居宅介護支援を実施するに当たって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

4. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 成田市、富里市、酒々井町、栄町、印西市
佐倉市

(2) 営業時間	営業日	年中無休
	サービス提供時間	9時00分～17時00分 ※上記以外の時間でもご相談に応じます。
	電話受付時間	9時00分～17時00分 ※時間外は電話にて対応（24時間） 担当ケアマネージャーの連絡先にご連絡頂ければ、夜間待機者に転送されます。

5. 職員の体制

居宅介護支援センター杜の家なりたでは、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	職種	常勤職員	非常勤職員	合計	職務の内容
1	事業所長（管理者）	1名		1名	介護支援専門員の管理、業務の実施状況の把握・その他の管理
2	主任介護支援専門員	1名以上		1名以上	居宅介護支援業務 他の介護支援専門員の指導・育成
3	介護支援専門員	1名以上		1名以上	利用者の生活相談 居宅サービス計画の作成

6. 杜の家なりたが提供する居宅介護支援の特徴

居宅介護支援センター杜の家なりたでは、福祉楽団 法人理念に基づいて、質の高い居宅介護支援を追求してゆきます。

ケアプランに位置づけられる指定居宅サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が特定の種類又は特定の事業所等に不当に偏することのないよう、前6ヶ月間に当事業所で作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）の各サービスの利用割合、及び前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等のサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合について別紙にて説明を行い、公正中立な立場でサービスを提供します。

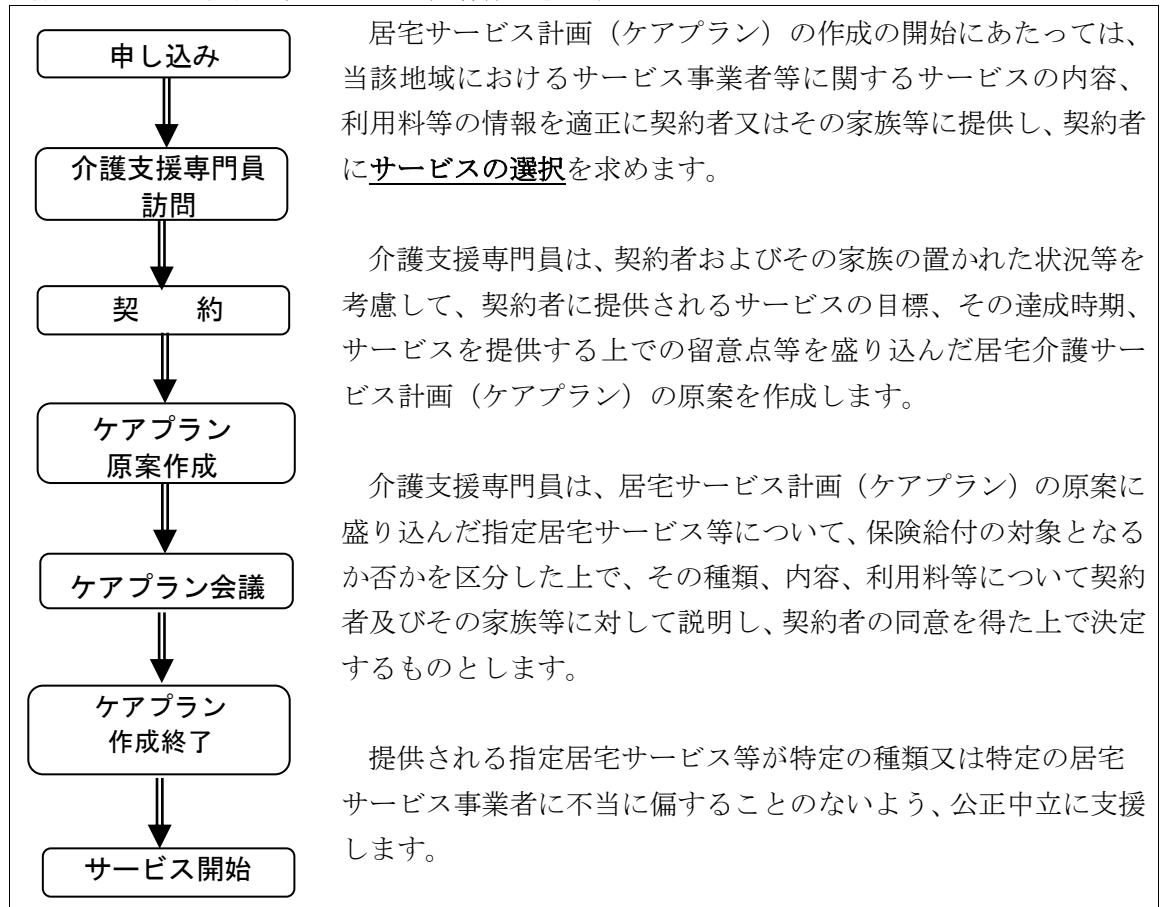
(1) サービスの内容

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、指定居宅介護サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

ご契約者およびそのご家族は、介護支援専門員に対し、希望するサービスについて複数の事業所の紹介を求めることができます。また、ケアプラン原案に位置づけた事業所について、選択した理由を求めることができます。

〈居宅サービス計画（ケアプラン）作成の流れ〉



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 主治医および医療機関等との連絡

ご契約者の疾患や心身の状態に合わせたサービスが円滑に提供できるよう、主治医および関係医療機関等に必要に応じて連絡をとり、医療と介護の連携を図ります。

- ・ ご契約者にかかわる情報のうち、主治医もしくは歯科医師、薬剤師の助言の必要があると介護支援専門員が判断したものについては、ご契約者の同意を得て主治医等にその情報を提供します。
- ・ ご契約者またはご家族は、ご契約者が入院する場合には、当事業所の名称、担当介護支援専門員の氏名、連絡先を伝えてください。

⑤ 介護保険施設の紹介

ご契約者が、居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合または利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行います。

7. 利用料金

指定居宅介護支援に関するサービス利用料金については、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料金負担はありません。

※事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、事業者が担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交代

① 事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。

介護支援専門員を交代する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指定はできません。

9. 事故発生時の対応方法について

居宅介護支援の実施により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る指定居宅サービス事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、事故および事故に際してとった処置について、記録を作成し、家族等に説明をおこないます。重大な事故に関しては、県および市区町村に報告します。

10. 損害賠償について（契約書第13条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して、相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

11. 苦情の受付について

- (1) 居宅介護支援センター杜の家なりたにおける苦情の受付
苦情やご相談は以下の相談窓口で受け付けています。

○窓口または電話での受付

[受付担当者] 野口 桂子

[解決責任者] 安部 明子

受付時間 9:00～17:00

電話番号 0476-20-7575

○投書による受付

郵送先 千葉県成田市下方 686 番地 1

○電子メールによる受付

narita@gakudan.org

- (2) 苦情解決の方法

法人の定める「苦情解決規程」に従い原因と解決方策を検討します。

苦情申し出人に対する適切な支援を行なうため、法人に第三者の立場に立つ「第三者委員」を設置しています。

「第三者委員」は、苦情申し出人と苦情解決責任者だけでは苦情の解決が困難な場合、助言や解決策の調整を諮ります。また、苦情申し出人が、杜の家に苦情の申し出をしにくい際は、「第三者委員」に直接苦情を申し出ることができます。「第三者委員」の氏名・連絡先等については、別添資料にてお知らせしています。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

成田市 高齢者福祉課	所在地 千葉県成田市花崎町 760 番地 電話番号 0476-20-1537 F A X 0476-24-2367
富里市 高齢者福祉課	所在地 千葉県富里市七栄 652 番地 1 電話番号 0476-93-4980 F A X 0476-93-2215
酒々井町役場 健康福祉課	所在地 千葉県印旛郡酒々井町中央台 4 丁目 11 電話番号 043-496-1171 F A X 043-496-4541
栄町役場 健康介護課	所在地 千葉県印旛郡栄町安食台 1 丁目 2 番地 電話番号 0476-33-7709 F A X 0476-80-1358
印西市役所 高齢者福祉課	所在地 千葉県印西市大森 2364 番地 2 電話番号 0476-42-5111 F A X 0476-40-3881
佐倉市役所 介護保険課	所在地 千葉県佐倉市海隣寺町 97 電話番号 043-484-6187 F A X 043-486-2503
千葉県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 千葉県千葉市中央区千葉港 4 番 5 号 電話番号 043-246-0294 F A X 043-246-0298
千葉県国民健康保険 団体連合会 介護福祉課	所在地 千葉県千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号 043-254-7428 F A X 043-254-7401

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

	実施あり	実施年月日	20 年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
○	実施なし	現在、第三者評価は実施していませんが、提供するサービスの質の向上を図るために当施設では法人による内部監査を年 1 回実施しております。	

私は、指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

居宅介護支援センター 杜の家なりた

職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

20 年 月 日

契 約 者 住 所

氏 名

印

署 代 理 人 住 所

氏 名

(続柄) 印